「北九州市景観計画」

【変更案】

〇変更点（朱書き）
Ｐ　１　　「図表　対象区域」の変更
Ｐ２３　　「図 小倉都心地区」の変更
Ｐ２５　　区域名称の変更
（３ 国道１９９号バイパス区域 →　３ 小倉駅新幹線口区域）
Ｐ３４　　「図 東田地区」の変更

平成２０年　７月　策定
平成２２年　７月　変更
平成〇〇年　〇月　変更

北九州市

目　次

第１章　景観計画の区域 …… 1

第２章　景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 …… 2

第１　全市域の方針
第２　屋外広告物に関する景観形成の方針
第３　景観上重要な公共施設の整備に関する方針
第４　緑地の保全・活用に関する方針
第５　景観形成誘導地域における指定方針
第６　景観重点整備地区における指定方針
第７　関門景観形成地域における指定方針

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 …… 9

第１　景観計画区域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
第２　景観形成誘導地域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
　１　臨海部産業景観形成誘導地域
　２　北九州空港周辺景観形成誘導地域
第３　景観重点整備地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
　⑴　門司港地区
　⑵　小倉都心地区
　⑶　若松地区
　⑷　国際通り地区
　⑸　東田地区
　⑹　黒崎副都心地区
　⑺　木屋瀬地区
　⑻　戸畑地区
第４　関門景観形成地域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 …… 59

第５章　屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項 …… 60

第１　景観計画区域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項
第２　景観形成誘導地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項
第３　景観重点整備地区の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項
第４　関門景観形成地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

第１章　景観計画の区域

景観計画区域は、北九州市全域（地先公有水面を含む）とする。さらに、この区域の中で、特色ある景観を有するエリアの景観誘導を図る地域を、「景観形成誘導地域」と定める。また、景観上特に重要な地区で、建築物に対するきめ細かな基準による規制や、公共による重点的な景観整備等によりまちなみの景観向上を図る地区を、「景観重点整備地区」と定める。

さらに、関門海峡に面した地域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、関門景観の形成を積極的に推進していく地域として、「関門景観形成地域」と定める。

図表　対象区域

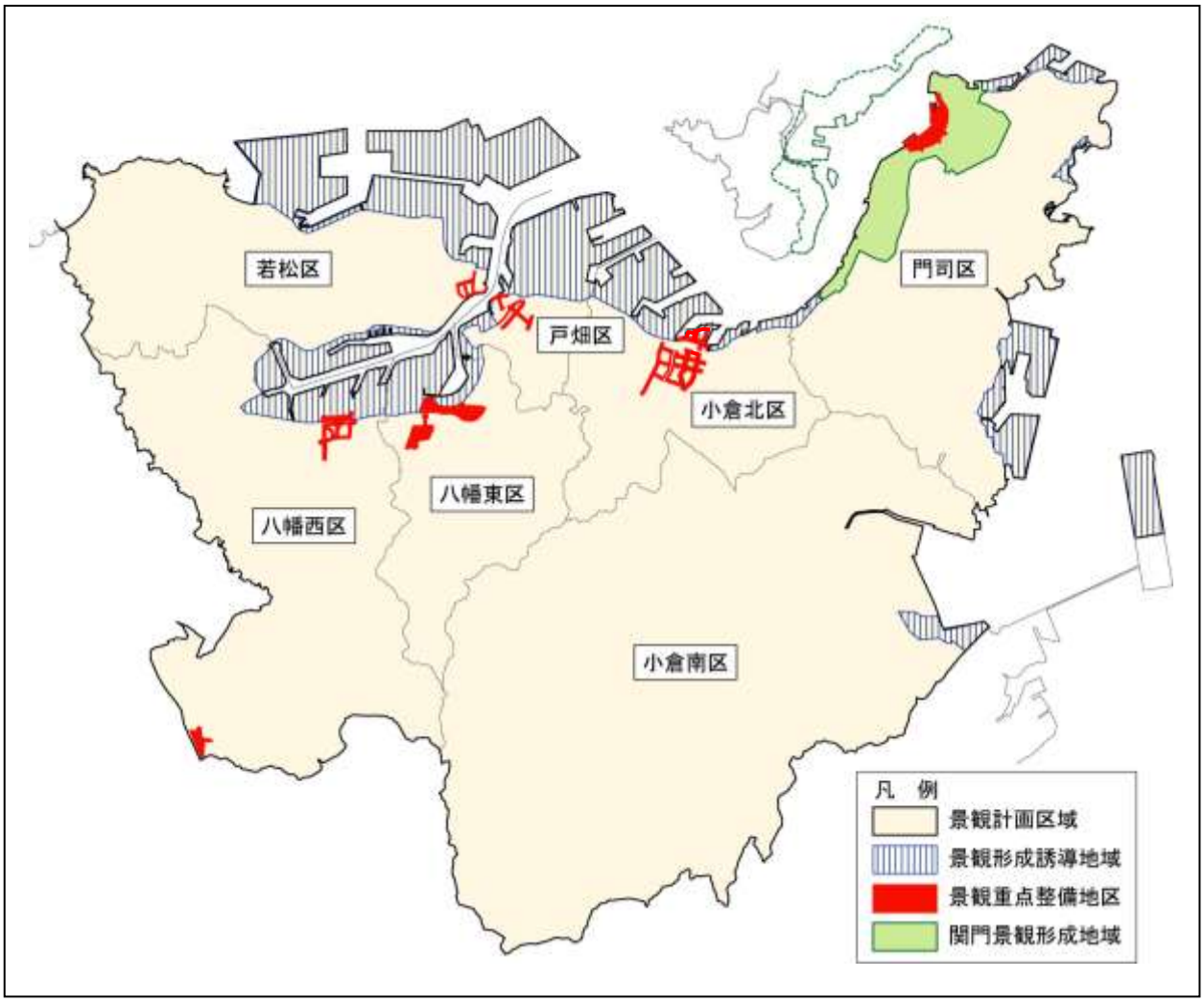

※対象となる市域内の離島等は、図示していない。

景観計画区域	北九州市全域（地先公有水面を含む）
景観形成誘導地域	２地域（臨海部産業景観形成誘導地域、北九州空港周辺景観形成誘導地域）
景観重点整備地区	８地区（門司港地区、小倉都心地区、若松地区、国際通り地区、東田地区、黒崎副都心地区、木屋瀬地区、戸畑地区）
関門景観形成地域	１地域

第２章　景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

第１　全市域の方針

１　人と自然が共生する躍動的なものづくり都市にふさわしい景観の形成

⑴　臨海部に広がる工場・港湾施設等の産業景観を活かし、躍動的なものづくり都市にふさわしい景観形成を目指す。

⑵　森林、里山、田園、河川・ため池、農村集落等、農林業を通じて育んできた景観を活かし、人と自然が共生するものづくり都市にふさわしい景観形成を目指す。

２　賑わいや親しみがあり、人々が生き生きと過ごせるまちなみ景観の形成

⑴　多くの人が集まって住み、働く場所として、賑わいや親しみのある景観形成とともに、誰もが安全に、楽しんで歩くことのできるまちなみ景観の形成を目指す。

３　うるおいがあり、永く住み続けたいと思える景観の形成

⑴　緑が多く、落ち着いた環境が保たれ、住民がずっと住み続けたいと思う景観の形成を目指す。

４　都市軸や産業際、緑地際、水際の景観の形成

⑴　幹線道路の街路樹や沿道・沿線の緑化、連続性のあるまちなみなど、秩序の中にも変化が楽しめる都市軸（アーバンフロント）景観の形成を目指す。また、目印となる山や建造物に配慮し、現在地や進行方向がイメージしやすい都市軸景観の形成を目指す。

⑵　工場の外周等に育まれてきた敷地内緑地を活かし、隣接する市街地と調和した産業際（インダストリーフロント）景観の形成を目指す。また、土地利用転換などによる新たな緑化や親水空間の創出など、市街地から海辺へ近づきやすく親しみやすい産業際景観の形成を目指す。

⑶　緑豊かな斜面地や坂や丘の眺めを活かすとともに、樹林地の管理が行き届いた、安心とゆとりの感じられる緑地際（グリーンフロント）景観の形成を目指す。

⑷　海辺や河川に顔を向けたまちなみや広場、散策路など、水辺に近づける憩い空間のある水際（ウォーターフロント）景観の形成を目指す。

５　地区の特性に応じた個性豊かな景観の形成

⑴　都市形成の経緯や地域の景観資源を踏まえ、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を目指す。

６　優れた眺望景観の形成

⑴　関門海峡の雄大なパノラマや、皿倉山や足立山等の緑、地域の資源となる建造物などへの視線を確保し、優れた眺望景観の形成を目指す。

第２　屋外広告物に関する景観形成の方針

１　基本的事項

景観法と連携し、地域や地区の特性に応じた規制・誘導を実現するために、屋外広告物法による規制手法を拡充する。そして、北九州市屋外広告物条例による面積等の規模規制と景観協議による色彩・デザインの誘導の両輪で景観形成を図る。そのため、特に景観に配慮すべき景観重点整備地区や北九州空港周辺景観形成誘導地域、関門景観形成地域では、事前協議制度（屋外広告物条例の許可の申請を必要とするもの）等、一体的に規制・誘導できる仕組みを整える。

※関門景観形成地域における、屋外広告物の事前協議の対象の規模は、高さ（広告物等を建築物等の上に設置する場合は、当該広告物等の高さと当該建築物等の高さを合計した高さ）10m 以上又は表示面積 20 ㎡以上の広告物等とする。

２　景観計画区域、景観形成誘導地域、関門景観形成地域における屋外広告物の表示等の景観誘導方針

全市を対象とした景観計画区域においては、大規模建築物等の行為の制限と併せて、建築物等と一体となった屋外広告物の表示又は設置の場所、位置、規模、形態意匠を誘導する。

景観形成誘導地域及び関門景観形成地域においては、広範囲にわたる景観を対象とするため、特に、背景となる山並みなど、周囲の自然環境と調和したまちなみとなるよう、表示又は設置の場所、位置、規模、形態意匠を誘導する。また、沿道や沿岸を対象とした地域では、運転や航行の安全性を阻害するような形態意匠は避けるよう誘導する。

３　景観重点整備地区における屋外広告物の表示等の景観誘導方針

景観重点整備地区においては、地区の特性に応じた屋外広告物の表示又は設置の場所、位置、規模、形態又は意匠を誘導する。

また、明確な規格に基づいた誘導を行う場合は、北九州市屋外広告物条例に定める屋外広告物規制区域に基づいて、各景観重点整備地区内の特性に沿った種別を選択、指定する。

４　規制区域の設定方針

禁止地域以外に、地区の特性に応じた規制が可能な区域として、規制区域を創設する。また、設置可能な広告物の基準は、「壁面広告物」、「屋上広告物」、「地上広告物」について、禁止地域と制限区域の間の規格を選択できるよう、規模について許可基準を定める。

表　規制区域の許可基準

		第１種規制区域	第２種規制区域
建築物等を利用する広告物	壁面広告物	○表示面積は、一壁面の面積の 1/5 以下、かつ、10 ㎡以下（広告物を表示できる壁面の数は最大４面とする）	○表示面積は、一壁面の面積の 1/4 以下で、かつ、30 ㎡以下（広告物を表示できる壁面の数は最大４面とする）
	屋上広告物	○高さは、建築物の高さの 1/3 以下で、かつ、5m以下 ○１面当たりの表示面積は 10 ㎡以下、かつ、総表示面積は 40 ㎡以下	○高さは、建築物の高さの 1/3 以下で、かつ、10m以下
地上広告物		○高さは、地上から 10m以下 ○１面当たりの表示面積は、10 ㎡以下 ○敷地内の総表示面積は、50 ㎡以下	○高さは、地上から 15m以下 ○１面当たりの表示面積は、30 ㎡以下

※「建築物等を利用する広告物」とは、建築物等に表示し、又は設置する広告物等をいう。

※「地上広告物」とは、建築物等から独立して地上に表示し、又は設置する広告物等をいう。

※「壁面広告物」とは、建築物等の壁面に表示し、又は設置する広告物等をいう。

※「屋上広告物」とは、建築物等の屋上に表示し、又は設置する広告物等をいう。

※上記に掲げていない基準は、制限区域の規格に準ずる。

５　規制区域の指定方針

規制区域の種別に応じ、以下のような地域について指定を検討する。

⑴　第１種規制区域

良好な住環境や歴史的・自然的資源などを有し、優れた環境を維持、形成する区域。

⑵　第２種規制区域

店舗や事務所等が多く立地し、良好な景観の形成と安全な環境の維持が必要な区域。

第３　景観上重要な公共施設の整備に関する方針

１　基本的事項

まちの顔となり、周辺の景観に影響を与える大規模な公共施設の整備にあたっては、地域の良好な景観形成を先導していくものとする。特に景観上重要な公共施設については、景観重要公共施設として位置づけ、その整備方針を定めていくものとする。

２　景観重要公共施設の設定方針

市全域の景観形成や地区のまちなみ形成を進める上で、特に重要な役割を担う施設で、次の要件を満たすものを景観重要公共施設として定める。

⑴　本市のまちの骨格を形づくる公共施設

⑵　歴史的・文化的価値を有する公共施設

⑶　地域のまちなみ形成の顔となる公共施設

３　種類別の設定方針

⑴　景観重要道路

ア　拠点駅の駅前広場や拠点駅への動線で、景観に配慮した整備が特に必要なもの

イ　整備済みの道路等で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

⑵　景観重要河川

ア　河川で特に重要なもの

イ　整備済みの河川で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

⑶　景観重要公園・緑地

ア　公園・緑地で特に重要なもの

イ　整備済みの公園・緑地で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

⑷　景観重要港湾

ア　「海辺のマスタープラン 2010」等に位置づけている港湾施設で特に重要なもの

イ　整備済みの港湾施設で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

第４　緑地の保全・活用に関する方針

１　基本的事項

地域、地区、際を有機的に結び、市街地と山並みとが一体となった景観を育むために、都市緑地に関連する制度を活用する。

都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、都市計画法の風致地区等との連携を図りながら、景観誘導を進める。

２　景観計画区域における緑地の景観誘導方針

全市を対象とした景観計画区域においては、まちの骨格をなす企救山塊、貫山塊、福知山山塊などの緑地豊かな自然環境を、自然公園法に基づく公園区域指定や都市計画法に基づく風致地区指定の維持により、保全する。

３　景観形成誘導地域における緑地の景観誘導方針

景観形成誘導地域においては、都市近郊の市街地と緑地が隣接する緑地際（グリーンフロント）や、都市公園周辺、沿道・沿線地域等の緑を対象とする。それぞれの地域特性に応じて、緑地保全地域の指定、風致地区や特別緑地保全地区の許可制度と景観協議の連携などを検討する。

４　景観重点整備地区における緑地の景観誘導方針

景観重点整備地区においては、緑が不足している地区や市民・事業者の緑化活動が盛んな地区など、地区の特性に応じて、緑化地域の指定や緑地協定制度の活用、都市計画法に基づく地区計画制度の活用等を検討する。

第５　景観形成誘導地域における指定方針

１　景観形成誘導地域の位置づけ

産業景観、都市近郊の緑地景観、主要な道路・鉄道の沿道・沿線景観、眺望景観など、まちの骨格を形づくり、比較的広範囲にわたって特徴的な景観を有する地域を景観形成誘導地域として指定し、その特性に応じた景観誘導を行う。

２　景観形成誘導地域の指定の方針

次の要件を満たす地域を景観形成誘導地域として指定する。その際は、市民や事業者との協議、意見聴取等を踏まえて指定する。

表　景観形成誘導地域の指定の方針

地域の種類	地域の特徴
産業景観	臨海部の工場・港湾施設や流域の田園景観など、ものづくり都市を象徴する産業景観の形成を推進する地域。
都市近郊の緑地景観	市街地内や市街地縁辺の公園・緑地、里山など、一定のまとまりがあり、人との関わりが深い緑地として景観形成が必要な地域。
沿道・沿線景観	まちの骨格を形づくる道路・鉄道から望むことができるまちなみや緑地帯などで、沿道・沿線景観として、連続性や一体感の形成が必要な地域。
眺望景観	市街地が一望できる場所、海峡や山並みなどのパノラマが体感できる場所、道路・山並み・建造物等の見え方によってまちの方角を伝える場所など、自然景観と人工景観が一体となった眺望景観形成が必要な地域。

第６　景観重点整備地区における指定方針

１　景観重点整備地区の位置づけ

都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区など、景観上重要な地区で、建築物に対するきめ細かな基準による規制や、公共による重点的な景観整備等によりまちなみの景観向上を図る地区として、景観重点整備地区を指定する。

２　景観重点整備地区の指定の方針

次の要件を満たす地域を景観重点整備地区として指定します。その際は、市民や事業者との協議、意見聴取等を踏まえて指定する。

表　景観重点整備地区の指定の方針

地区の種類	地区の特徴
都市の顔となる地区	駅周辺、産業拠点、各区の中心地、歴史的なまちなみが形成されている地区など、都市の顔としての景観形成を進める地区。
市街地環境や自然環境の再生が特に必要な地区	歩いて暮らせるまちづくりを支える街なかの商店街や居住地、安全なまちづくりに向けて住環境の改善や竹林の管理等が必要な斜面地等、身近な生活環境の景観を再構築する地区。
新たに市街地を形成する地区	都市政策上の必要性から創出される開発地や、産業構造の変化などに伴う大規模な土地利用転換地等、新たな市街地景観形成を計画的に進める必要がある地区。
良好な景観形成を目指す住宅地・集落地	生け垣や花木等による緑化や、地域の景観資源を活かしたまちなみづくり、建築物の素材や色彩等の調和に配慮した住宅地・集落地景観を目指す地区。

第７　関門景観形成地域における指定方針

１　関門景観形成地域の位置づけ

関門景観は、関門海峡に面する火の山や古城山、風師山等の下関と門司の両側の山並みで屏風状に囲まれたまとまりのある領域の景観を対象とする。関門海峡に面した地域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、関門景観の形成を積極的に推進していく地域として、関門景観形成地域を指定する。

２　関門景観形成地域の指定の方針

前述の位置づけに基づき、関門景観を５つの景観に区分し、それぞれの特徴に応じた景観形成を図っていく。

表　関門景観形成地域の指定の方針

景観の区分	区分ごとの特徴
ゲート	関門海峡のゲート空間を演出する地区。
核	歴史を継承し個性ある拠点景観や、ＪＲ駅を中心にしたまちの賑わいを演出し、整える地区。または、海と親しむウォーターフロントを演出し、整える地区。
緑	関門景観の背景を構成する山並みの緑を守り、育てる地区。
まちなみ	山裾に連なる住宅地のまとまりのある市街地景観を整える地区。
水際	港湾関連施設を中心としたまとまりある産業景観を整え、躍動感ある水際の連なりを演出し、整える地区。または、満珠・干珠島、巌流島の歴史を顕在化し、自然環境を守り、育てる地区。

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第１　景観計画区域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観計画区域は、全市を対象とし、まちの骨格を形づくっている自然景観、都市景観に与える影響の大きい大規模な建築物・工作物の建築行為等について、周辺景観との調和が図られるよう、形態意匠に関する行為の制限を定め、景観誘導を行う区域とする。なお、届出対象とならない建築行為等に関しても、これらの基準に準拠して景観形成に努めるものとする。

１　届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが31ｍを超えるもの。 ○延べ面積が10,000㎡を超えるもの。ただし、店舗、遊戯施設等の集客施設の場合は、延べ面積が3,000㎡を超えるもの。
工作物の新設等	○高さが 31ｍを超えるもの。
その他、景観の形成に大きな影響を与えると市長が認めるもの。	

※ただし、工業専用地域内における行為は除く。

２　建築物等の形態意匠に関する行為の制限

(1) 建 築 物	配置・形態	ア　建築物の配置、形態は、敷地前面の道路や隣接する建築物との調和、その他周辺の景観に配慮したものとする。 イ　道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。 ウ　塔屋等を設ける場合は、建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。
	外壁の材質	ア　建築物の外壁は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるようにする。
	外壁の色彩	ア　建築物の外壁は、周囲の景観と調和した色調とする。 イ　外壁の基調色は、原則として彩度６以下とする。（日本工業規格JIS Z8721（色の表示方法）に定めるもの。以下同じ。）ただし、見付面積の５分の１未満の範囲内で外壁のアクセント色として使用する場合、又は自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りでない。
	建築設備	ア　屋上に付帯する諸設備は、道路からできるだけ見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げあるいは柵などで目隠しするなど道路から見た景観に配慮する。 イ　外壁に付帯する諸設備は、道路からできるだけ見えない位置に設置する。やむを得ず露出するものは、壁面と同一の色調とするなど、建築物と一体性のあるデザインとする。 ウ　屋外階段は、建築物本体と調和のとれたデザインとするよう努める。
	外構	ア　道路に面して、柵、ネットフェンスなどを設ける場合は、まちなみ全体の景観向上に役立つよう、その位置や高さ、緑化について配慮する。 イ　駐車場の出入口は周囲の景観に配慮した位置に設置する。また、立体駐車場については、できる限り道路に面して設置しないよう工夫する。
	緑化等	ア　敷地の道路又は隣地との境界部分や屋外駐車場部分（駐車スペースを含む。）は、樹木や花などの緑化に努める。 イ　特に商業系用途地域以外に立地するものについては、境界部分に生垣や並木を施すとともに、緑化ブロック等による駐車スペースの緑化や、屋外設備機器・立体駐車場の樹木による目隠しなど、周辺環境に潤いを与えるよう配慮する。
	その他	ア　日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 イ　窓面を利用した広告は、原則として掲出しない。
(2) 工 作 物	共通事項	ア　周辺一帯の建築物や周辺環境と調和する形態意匠とする。
	煙突、鉄筋コンクリートの柱等	ア　足元の周りや敷地の周囲などを緑化するよう努める。 イ　連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避けるなど、周囲からの見え方に配慮する。
	擁壁等	ア　自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、景観上の配慮を行う。

第２ 景観形成誘導地域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

１ 臨海部産業景観形成誘導地域

(1) 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの。 ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの。
工作物の新設等	○高さが 10mを超えるもの。
その他、臨海部地域周辺の景観を損なうおそれがあると市長が認めるもの。	

(2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限

臨海部産業景観形成誘導地域の建築物等の形態意匠に関する行為の制限は、次のとおりとする。なお、各地区の範囲については、別に定める。

図 臨海部産業景観形成誘導地域

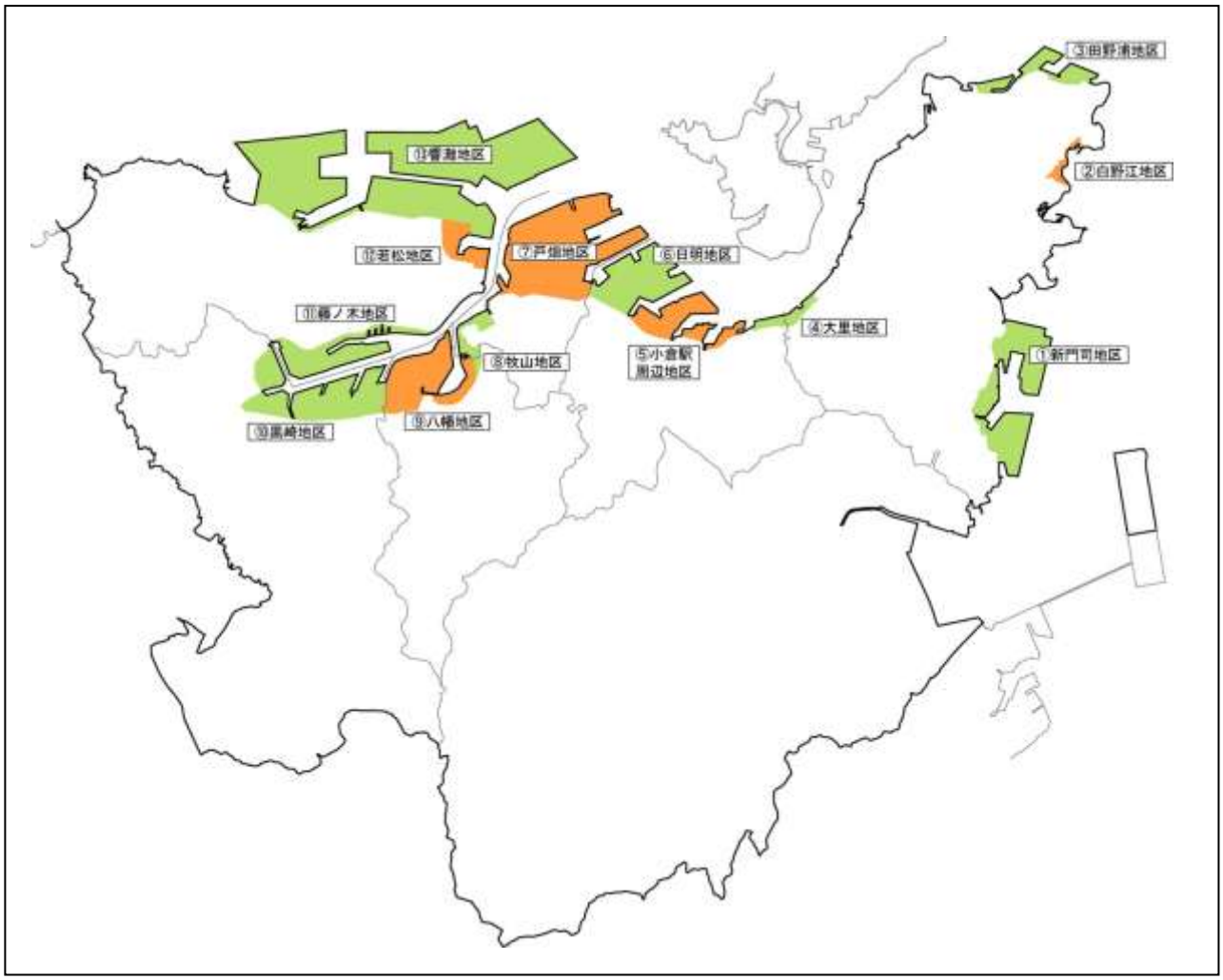

表　臨海部産業景観形成誘導地域の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

色彩に関する基準

① 新門司地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	全域 N（無彩色）	全域 N（無彩色）	10RP～10R 10YR～10Y 10GY～10G 10BG～10B N（無彩色）
明度	全域	６以上	全域
彩度	１以下	１以下	全域

② 白野江地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10GY N（無彩色）	10R ～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	３以下	３以下	８以下 (10R～10Y) ６以下 (0GY～10GY)

③ 田野浦地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

④ 大里地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	８以下 (10R～10Y) ６以下 (0GY～10GY)

色彩に関する基準

⑤　小倉駅周辺地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

⑥　日明地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

⑦　戸畑地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度４以上かつ彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度７以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）
明度	４以上	７以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

⑧　牧山地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	８以下

色彩に関する基準

⑨　八幡地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度４以上かつ彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度７以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）
明度	４以上	７以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

⑩　黒崎地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

⑪　藤ノ木地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

⑫　若松地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	10以下

⑬　響灘地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度１以下、外壁、タンク、煙突等については、明度５以上かつ彩度１以下とする。

	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）
明度	全域	５以上	全域
彩度	４以下	３以下	全域

２　北九州空港周辺景観形成誘導地域

(1)　届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	○規模に関わらず全て。
工作物の新設等	○建築確認申請を要するもの。
その他、北九州空港地域周辺の景観を損なうおそれがあると市長が認めるもの。	

(2)　建築物等の形態意匠に関する行為の制限

北九州空港周辺景観形成誘導地域の建築物等の形態意匠に関する行為の制限は、次のとおりとする。なお、地域の範囲については、別に定める。

図　北九州空港周辺景観形成誘導地域

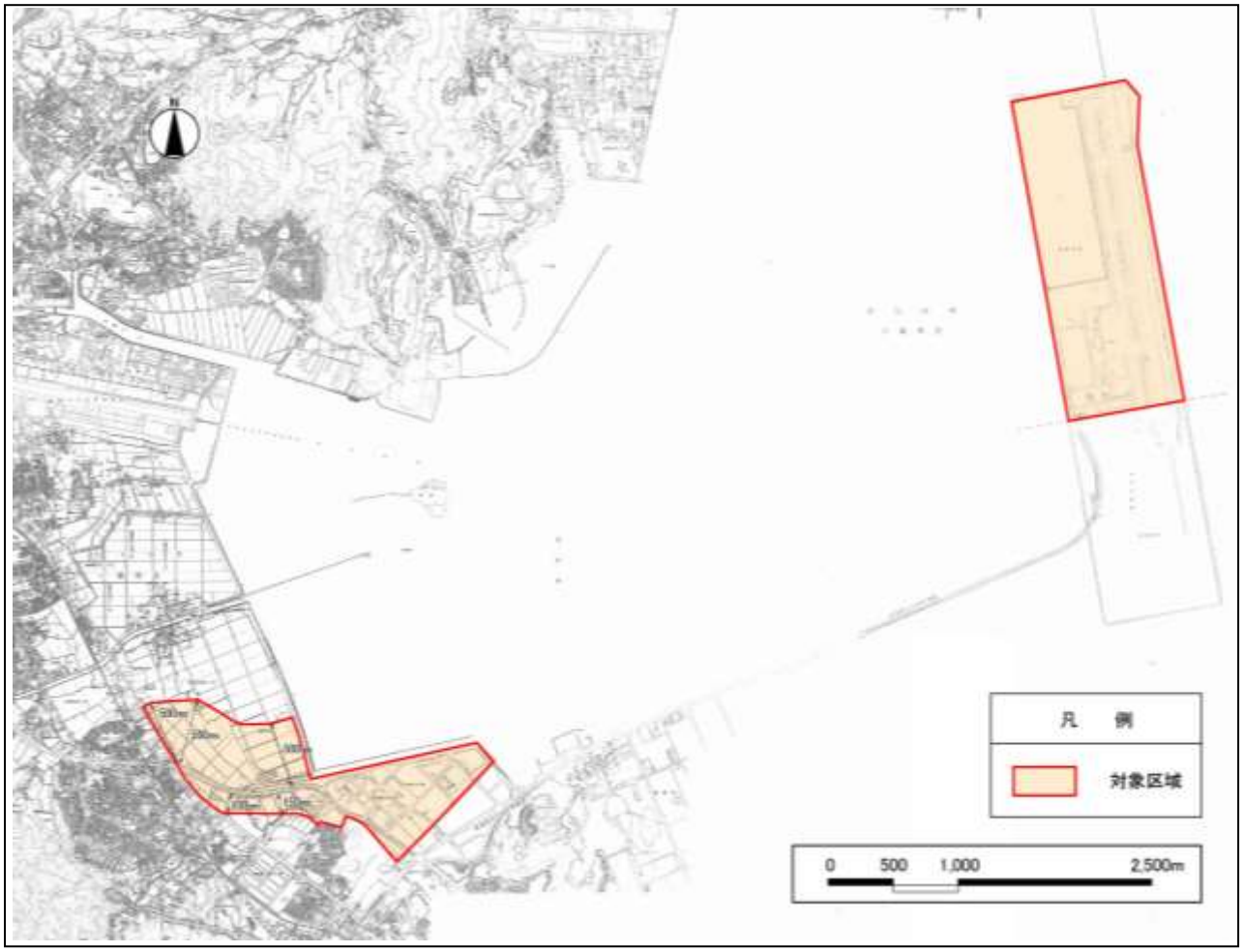

表　北九州空港周辺景観形成誘導地域の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

建築物等の配置・高さ	ア　建築物等は、広がりが感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するよう努める。 イ　建築物等の高さは、周辺環境や周辺の建築物と調和し、広がりが感じられるような高さとなるよう努める。
建築物等の色彩・素材等	ア　建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するよう努める。 イ　建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるよう努める。 ウ　倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するよう努める。
建築設備等	ア　建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないよう努める。 イ　自動販売機は、門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないよう努める。
緑化等	ア　敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いが感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。 イ　駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないよう努める。

第３　景観重点整備地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

１　届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	○規模に関わらず全て。
工作物の新設等	○建築確認申請を要するもの。
その他、周囲の景観を損なうおそれがあると市長が認めるもの。	

２　建築物等の形態意匠に関する行為の制限

次の８地区において、建築物等の形態意匠に関する行為の制限を定める。

⑴　門司港地区
⑵　小倉都心地区
⑶　若松地区
⑷　国際通り地区
⑸　東田地区
⑹　黒崎副都心地区
⑺　木屋瀬地区
⑻　戸畑地区

各地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限は、次のとおりとする。
なお、地区の範囲については、別に定める。

(1)　門司港地区

図　門司港地区

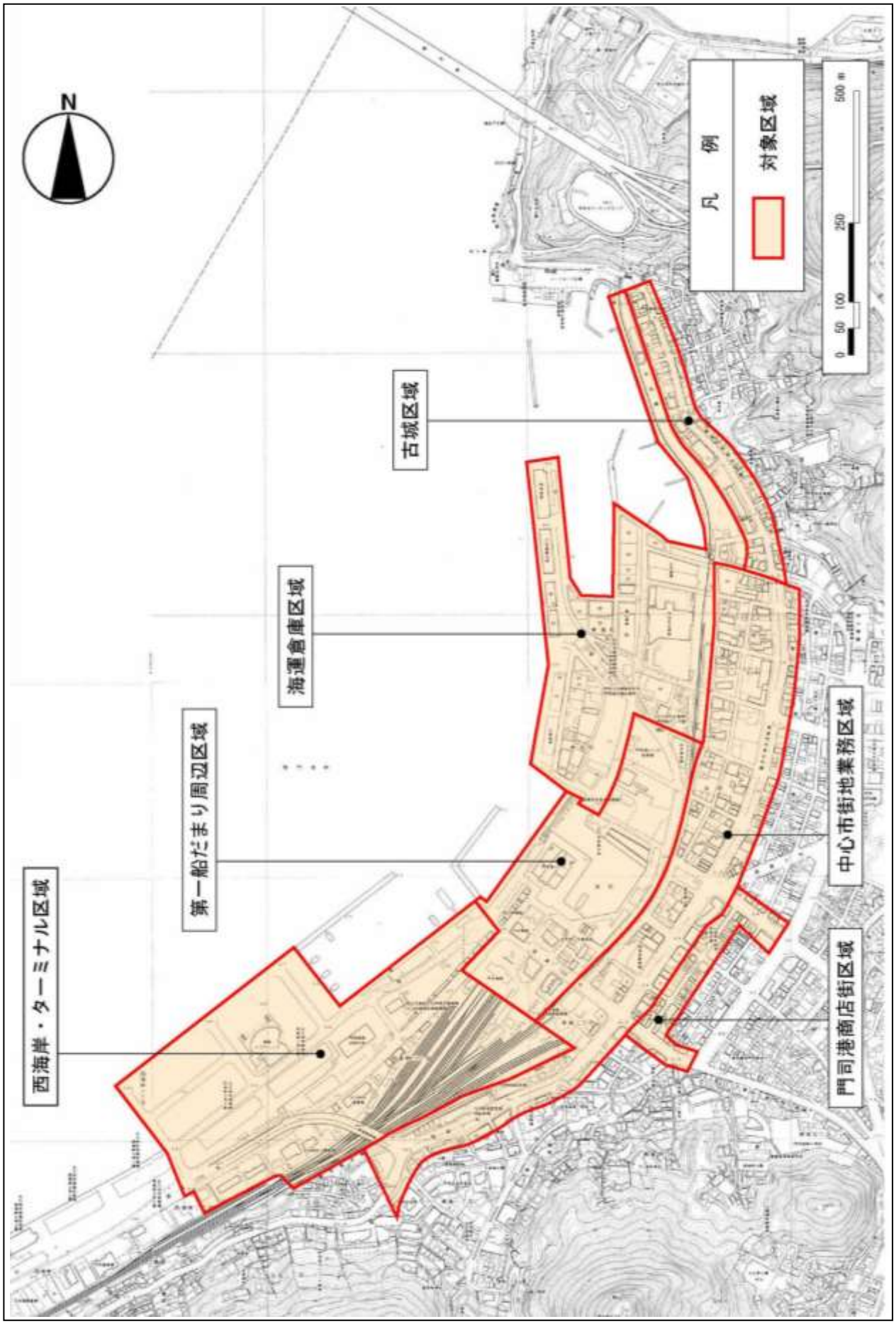

表　門司港地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　古城区域	
建築物の高さ	（ア）周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	（ア）落ち着いたまちなみを形成する形態とする。
屋根の形状及び色彩	（ア）背景となる自然と調和するよう、こう配屋根又はそれに準ずる形状とし、彩度の低い色を使用する。
外壁の材質及び色彩	（ア）周囲の自然と調和するよう落ち着いた質感豊かな材質とし、彩度の低い色を使用する。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 （イ）屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 （ウ）屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	（ア）前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	（ア）敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	（ア）屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 （イ）立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

イ　海運倉庫区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	（ア）周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	（ア）港町の活力あるまちなみイメージを高める形態とする。
屋根の色彩	（ア）色彩は、関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
外壁の色彩	（ア）色彩は、関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。

	（イ）屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 （ウ）屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	（ア）前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	（ア）敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	（ア）屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 （イ）立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

ウ　第一船だまり周辺区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	（ア）周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	（ア）レトロ、港町のイメージを高めるまちなみを形成する形態とするよう努める。
屋根の色彩	（ア）色彩は、関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
外壁の材質及び色彩	（ア）周囲の歴史的建築物等との調和を考慮した質感豊かな材質とし、色彩は、関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 （イ）屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 （ウ）屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	（ア）前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	（ア）敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	（ア）屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 （イ）立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

エ　西海岸・ターミナル区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	（ア）周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	（ア）第一船だまりにおけるレトロ、港町のイメージを高めるまちなみに調和した形態とする。
屋根の色彩	（ア）色彩は、関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
外壁の材質及び色彩	（ア）周囲の歴史的建築物等との調和を考慮した質感豊かな材質とし、色彩は、関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 （イ）屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 （ウ）屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	（ア）前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	（ア）敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	（ア）屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 （イ）立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

オ　中心市街地業務区域	
建築物の配置	（ア）国道及び県道沿いでは、隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。
建築物の高さ	（ア）周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	（ア）歴史的雰囲気と調和した風格あるまちなみを形成する形態とする。
屋根の形状及び色彩	（ア）周囲の建築物に調和するよう努める。
外壁の材質及び色彩	（ア）歴史的建造物と調和した風格あるまちなみになるよう質感豊かな材質及び色彩とする。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色

	調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 （イ）屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 （ウ）屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	（ア）前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	（ア）敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	（ア）屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 （イ）立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

カ　門司港商店街区域	
建築物の高さ	（ア）周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	（ア）地域の都市景観の形成に配慮したものとする。
屋根の形状及び色彩	（ア）周囲の建築物に調和するよう努める。
外壁の材質及び色彩	（ア）周囲の景観と調和した材質とするとともに、賑わい及び界隈性を演出するよう努める。 （イ）色彩は、彩度の低い色を基本とする。シャッターを設ける場合は、できる限り透過性よいシースルーシャッター等を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 （イ）屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 （ウ）屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	（ア）敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	（ア）屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 （イ）立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

(2)　小倉都心地区

図　小倉都心地区

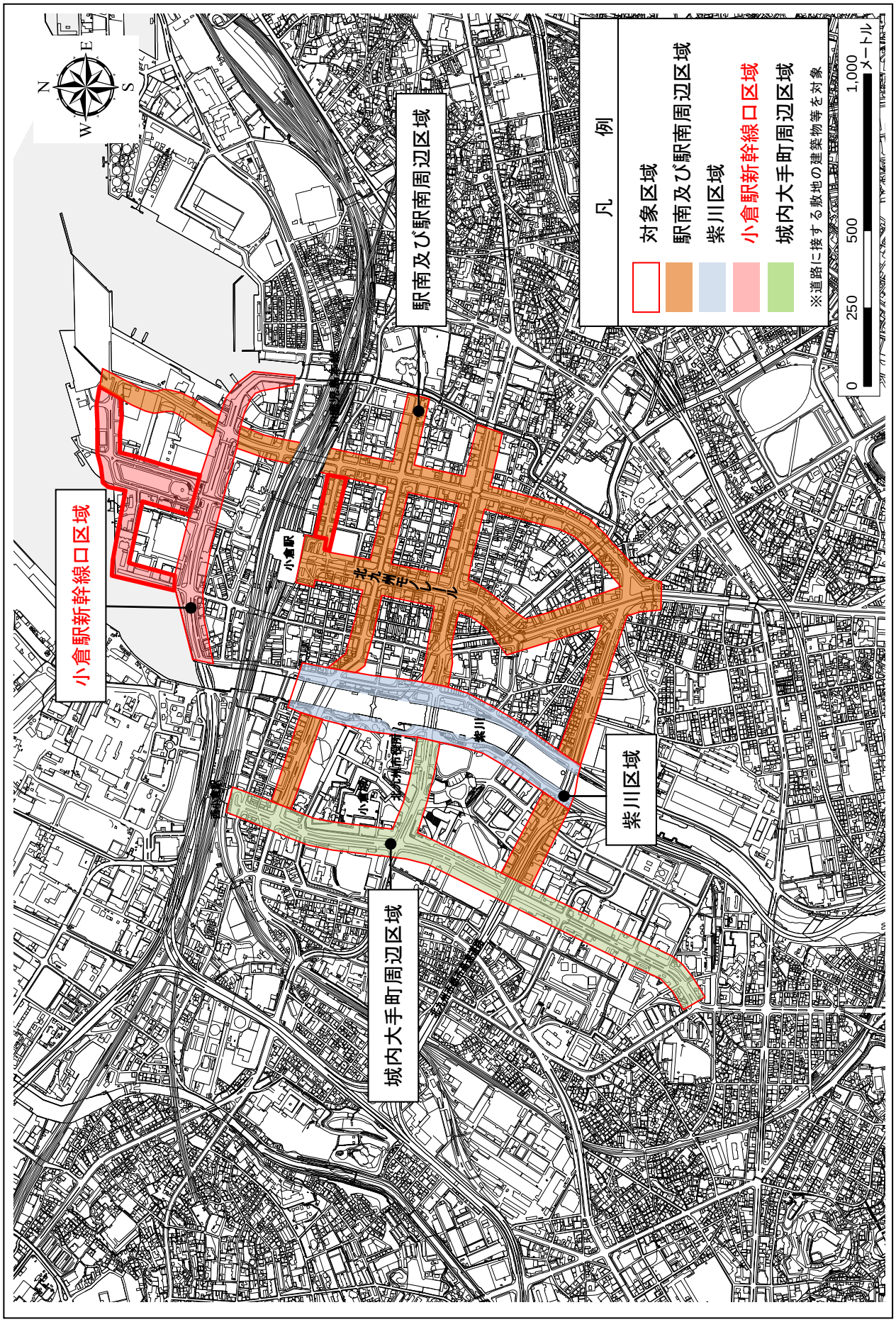

表　小倉都心地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　駅南及び駅南周辺区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	（ア）200 万都市圏の中核としてふさわしい、量感のある洗練されたまちなみを形成するために、北九州市の玄関口にあたるＪＲ小倉駅から南にのびる平和通りの沿道の建物については、中高層建築物へと移行を図る。
入り隅	（ア）街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	（ア）周囲の景観と調和する形態に工夫する。 （イ）建物の１階部分の形態については、可能な限り賑わいを演出し、賑わいの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるよう、できるだけ透過性のよいシースルーシャッターを使用するよう努める。
外壁の材質及び色彩	（ア）材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）前面道路から見える建築物の側壁については、建築物の正面との調和に配慮する。 （ウ）色彩は、道路及び周辺と調和させる。
ベランダ	（ア）中高層住宅におけるベランダは、景観阻害物が前面道路側から見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	（ア）屋内駐車場の出入り口は、前面道路側に設けないようする。やむを得ず前面道路側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等で道路から見た景観に配慮するものとする。 （イ）建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 （ウ）柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	（ア）建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

イ　紫川区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
入り隅	（ア）街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	（ア）周囲の景観と調和する形態に工夫する。 （イ）建物の１階部分の形態については、可能な限り賑わいを演出し、賑わいの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるよう、できるだけ透過性のよいシースルーシャッターを使用するよう努める。

外壁の材質及び色彩	（ア）材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）河岸・対岸から見える側壁については、建築物正面との調和に配慮する。 （ウ）基調となる色は、緑豊かな紫川周辺の環境と調和させるため、彩度を低く抑える。
ファサード	（ア）潤いのある快適性に満ちた河岸空間を創出するため、紫川沿いの建物については、河岸側の面も顔となるように建物に表情をつける。その場合は、周囲との調和にも十分に配慮する。
ベランダ	（ア）中高層住宅におけるベランダは、景観阻害物が河岸・対岸側から見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	（ア）屋内駐車場の出入り口は、河岸側に設けないようにする。やむを得ず河岸側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、河岸側に植栽を施す等で河岸・対岸から見た景観に配慮するものとする。 （イ）建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 （ウ）柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、河岸・対岸から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	（ア）建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

ウ　小倉駅新幹線口区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
入り隅	（ア）街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	（ア）周囲の景観と調和する形態に工夫する。 （イ）建物の１階部分の形態については、可能な限り賑わいを演出し、賑わいの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるよう、できるだけ透過性のよいシースルーシャッターを使用するよう努める。
外壁の材質及び色彩	（ア）材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）前面道路から見える建築物の側壁については、建築物の正面との調和に配慮する。 （ウ）色彩は道路及び周辺と調和させる。
ベランダ	（ア）中高層住宅におけるベランダは、景観阻害物が前面道路側から見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	（ア）屋内駐車場の出入り口は、前面道路側に設けないようにする。やむを得ず前面道路側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等で道路から見た景観に配慮するものとする。 （イ）建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。

	（ウ）柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	（ア）　建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
眺望	（ア）　楽しく、快適性に満ちた道路空間を創出するため、沿道の建物については、道路側の面が顔となるように建物に表情をつけよう配慮する。また、海及び車窓から見た建物の景観も配慮し、道路と反対側に位置する壁面についても、単調にならないよう、そのデザインを工夫する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

エ　城内大手町周辺区域	
建築物の配置	（ア）道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
入り隅	（ア）街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	（ア）周囲の景観と調和するよう形態に工夫する。
外壁の材質及び色彩	（ア）材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）前面道路から見える建築物の側壁については、建築物の正面との調和に配慮する。 （ウ）色彩は、地区のもつ歴史性及び文化性と調和した落ち着きのある色調とする。
ベランダ	（ア）中高層住宅におけるベランダは、景観阻害物が前面道路側から見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	（ア）屋内駐車場の出入り口は、前面道路側に設けないようにする。やむを得ず前面道路側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等で道路から見た景観に配慮するものとする。 （イ）建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 （ウ）柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	（ア）建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

(3)　若松地区

図　若松地区

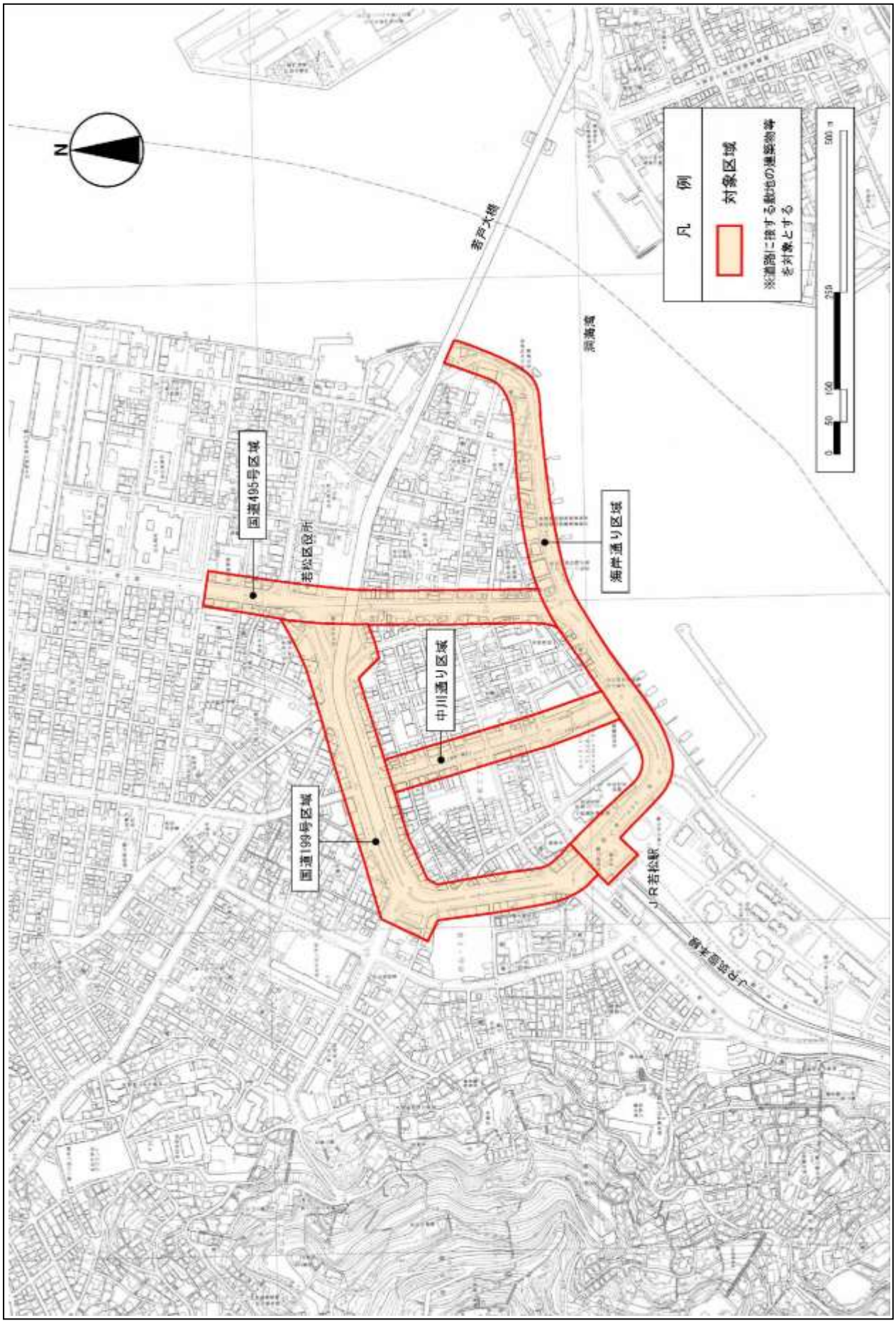
N
凡　例
対象区域
※道路に接する敷地の建築物等を対象とする
0
50
100
250
500 m
若戸大橋
洞海湾
国道495号区域
若松区役所
海岸通り区域
中川通り区域
国道199号区域
JR若松駅
JR筑豊本線

表　若松地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　海岸通り区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態	（ア）水際線の建築物は、海への眺望に配慮する。 （イ）歴史的建造物の周辺は、その建築物の雰囲気に調和する形態とする。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）外壁は、できる限りレンガ・タイル・自然石等の質感ある材料を用いる。 （エ）色彩については、臨海部産業景観形成誘導地域⑫若松地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	（ア）外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 （ウ）屋上に付帯する諸設備は、通り及び海から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び海から見た景観に配慮する。
ベランダ	（ア）通りからの景観阻害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	（ア）建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 （エ）立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

イ　国道１９９号区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態	（ア）建築物の中高層部は、できる限り風格を感じさせる形態とする。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）建築物の中高層部の外壁は、できる限りレンガ・タイル、自然石等の質感のある材料を用いる。 （エ）建築物の外壁の色彩については、彩度の低い色を使用するよう努める。 （オ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。

建築設備及び屋外階段	（ア）外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 （ウ）屋上に付帯する諸設備は壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び若戸大橋から見た景観に配慮する。
ベランダ	（ア）通り及び若戸大橋上から景観阻害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	（ア）建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。 （ウ）通りと建築物等の敷地との境界部は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 （エ）立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

ウ　国道４９５号区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の低層部の外壁を後退させるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）建築物の外壁の色彩については、彩度の低い色を使用するよう努める。特に中高層部の壁面の色彩は、海岸通りのからの眺望に配慮する。
建築設備及び屋外階段	（ア）外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 （ウ）屋上に付帯する諸設備は、通り及び対岸から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び対岸から見た景観に配慮する。
ベランダ	（ア）通りから景観阻害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	（ア）建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。

	（ウ）通りと建築物等の敷地との境界部は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 （エ）立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

エ　中川通り区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の低層部の外壁を後退させるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）建築物の外壁の色彩については、彩度の低い色を使用するよう努める。特に中高層部の壁面の色彩は、海岸通りのからの眺望に配慮する。 （エ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
建築設備及び屋外階段	（ア）外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 （ウ）屋上に付帯する諸設備は、通り及び対岸から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び対岸から見た景観に配慮する。
ベランダ	（ア）通りから景観阻害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	（ア）建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。 （ウ）通りと建築物等の敷地との境界部は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 （エ）立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

(4)　国際通り地区

図　国際通り地区

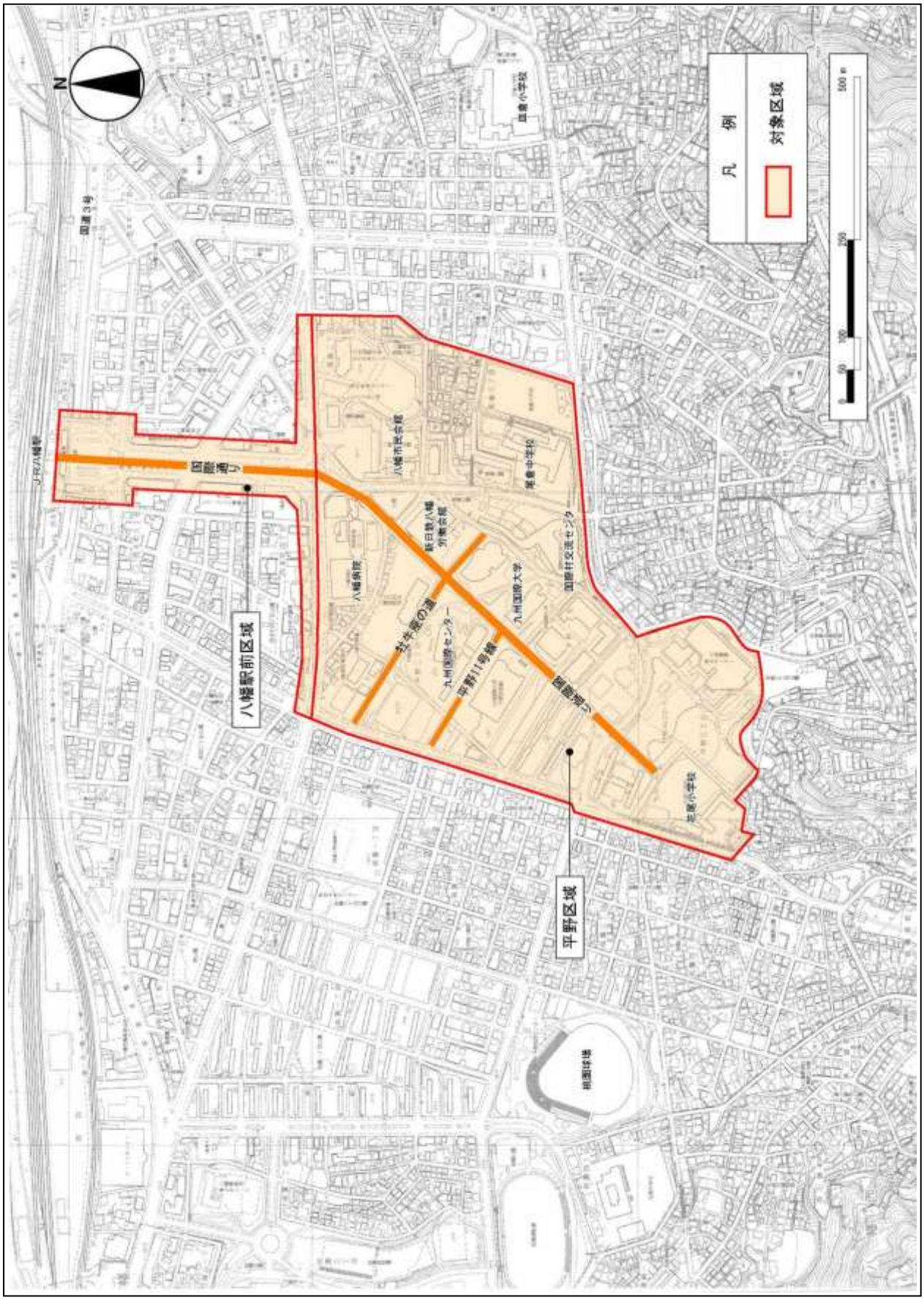

表　国際通り地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　八幡駅前区域	
建築物の配置及び形態	（ア）建築に当たっては、敷地前面の道路や周辺の景観の向上に役立つよう、その配置及び形態を工夫する。 （イ）道路に接する建築物の外壁又は１階部分は、できるだけ後退し、歩道と連続性のあるゆとりのスペースを確保する。 （ウ）街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみの景観づくりに大きな影響を与えることになる。壁面をかどから離したり入隅をつくるなど、街かどに楽しさや美しさを感じさせる工夫をする。 （エ）塔屋等を設ける場合は、建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。
建築物の外壁の材質及び色彩	（ア）外壁の材質は、汚れが目立たず退色の少ない材料を用いる。 （イ）色彩は、緑の多い環境に調和する色調とする。また、皿倉山からの眺望を考慮し、屋上面の色彩にも配慮する。
建築設備等	（ア）屋上に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。また、皿倉山からの眺望を考慮し、壁面の立ち上げや目隠しをするなど、景観に配慮する。 （イ）外壁に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠しを設けたり、壁面と同一の色調とするなど、建築物全体と調和させる。 （ウ）地上に設置する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、生垣などの目隠しを設ける。 （エ）付属建築物（車庫、駐車場、倉庫等）は、計画的に配置し、色彩やデザインを本体建築物と調和させる。 （オ）道路付近に建てる場合は、周囲を緑化とするなど周辺と調和させる。
外構及び植栽	（ア）道路と建築物等の敷地の境界部には、ゆとりのスペースを確保するなど、開放感のあるものにするよう努める。 （イ）道路に面して柵やフェンスは設置しない。やむを得ず設置する場合は、位置、高さ、形態、緑化等に配慮する。 （ウ）屋外駐車場は、道路に接する部分を植栽するなど、道路から見た景観を大切にする。
その他	（ア）国際通りに面する建築物の１階部分は、ショーウインドウを設けるなど、賑わいのあるまちなみとなるよう配慮する。また、シャッターの意匠については、閉店後もまちなみの一部となるよう形態、彩色、図柄等を工夫する。 （イ）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

イ　平野区域	
建築物の配置及び形態	（ア）建築に当たっては、敷地前面の道路や周辺の景観の向上に役立つよう、その配置及び形態を工夫する。 （イ）道路に接する建築物の外壁又は１階部分は、できるだけ後退し、歩道と連続性のあるゆとりのスペースを確保する。 ａ　国際通りに面する建築物の外壁又はそれに代わる柱の面及び門扉又は塀は、当該道路境界から４メートル以上後退する。

	b　牡牛座の道及び平野 11 号線に面する建築物の外壁又はそれに代わる柱の面及び門扉又は塀は、当該道路境界線から２メートル以上後退する。 （ウ）塔屋等を設ける場合は、建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。
建築物の外壁の材質及び色彩	（ア）外壁の材質は、汚れが目立たず退色の少ない材料を用いる。 （イ）色彩は、緑の多い環境に調和する色調とする。また、皿倉山からの眺望を考慮し、屋上面の色彩にも配慮する。
建築設備等	（ア）屋上に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。また、皿倉山からの眺望を考慮し、壁面の立ち上げや目隠しをするなど、景観に配慮する。 （イ）外壁に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠しを設けたり、壁面と同一の色調とするなど、建築物全体と調和させる。 （ウ）地上に設置する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、生垣などの目隠しを設ける。 （エ）付属建築物（車庫、駐車場、倉庫等）は、計画的に配置し、色彩やデザインを本体建築物と調和させる。 （オ）道路付近に建てる場合は、周囲を緑化とするなど周辺と調和させる。
外構及び植栽	（ア）道路と建築物等の敷地の境界部には、ゆとりのスペースを確保するなど、開放感のあるものにするよう努める。 （イ）道路に面して柵やフェンスは設置しない。やむを得ず設置する場合は、位置、高さ、形態、緑化等に配慮する。 （ウ）屋外駐車場は、道路に接する部分を植栽するなど、道路から見た景観を大切にする。 （エ）通り沿いの敷地については、以下のような配慮をし、良好な景観形成に努める。 a　国際通り沿いの敷地 （a）国際通りに沿って幅４メートルをグリーンベルトとし、低木（常緑樹）を植栽する。 （b）道路と敷地の高低差は緩やかな法面で処理し、高さ 0.6 メートル以上の擁壁は設置しない。 （c）敷地内に国際通りと連続する歩道を設ける場合は、国際通りの仕上げ（色彩、材質等）と調和させる。 （d）国際通り沿いにストリートファニチュアを設置する場合は、デザイン、材質、色彩等に配慮する。 b　牡牛座の道及び平野 11 号線沿いの敷地 （a）牡牛座の道及び平野 11 号線に沿って幅２メートルに低木（常緑樹）等を植栽する。 （b）道路と敷地の高低差はゆるやかな法面で処理し、緑化する。 （c）車両出入口は、できるだけ牡牛座の道側に設けない。 （d）敷地出入口部分は、牡牛座の道及び平野 11 号線の仕上げ（色彩、材質等）と調和させる。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

(5)　東田地区

図　東田地区

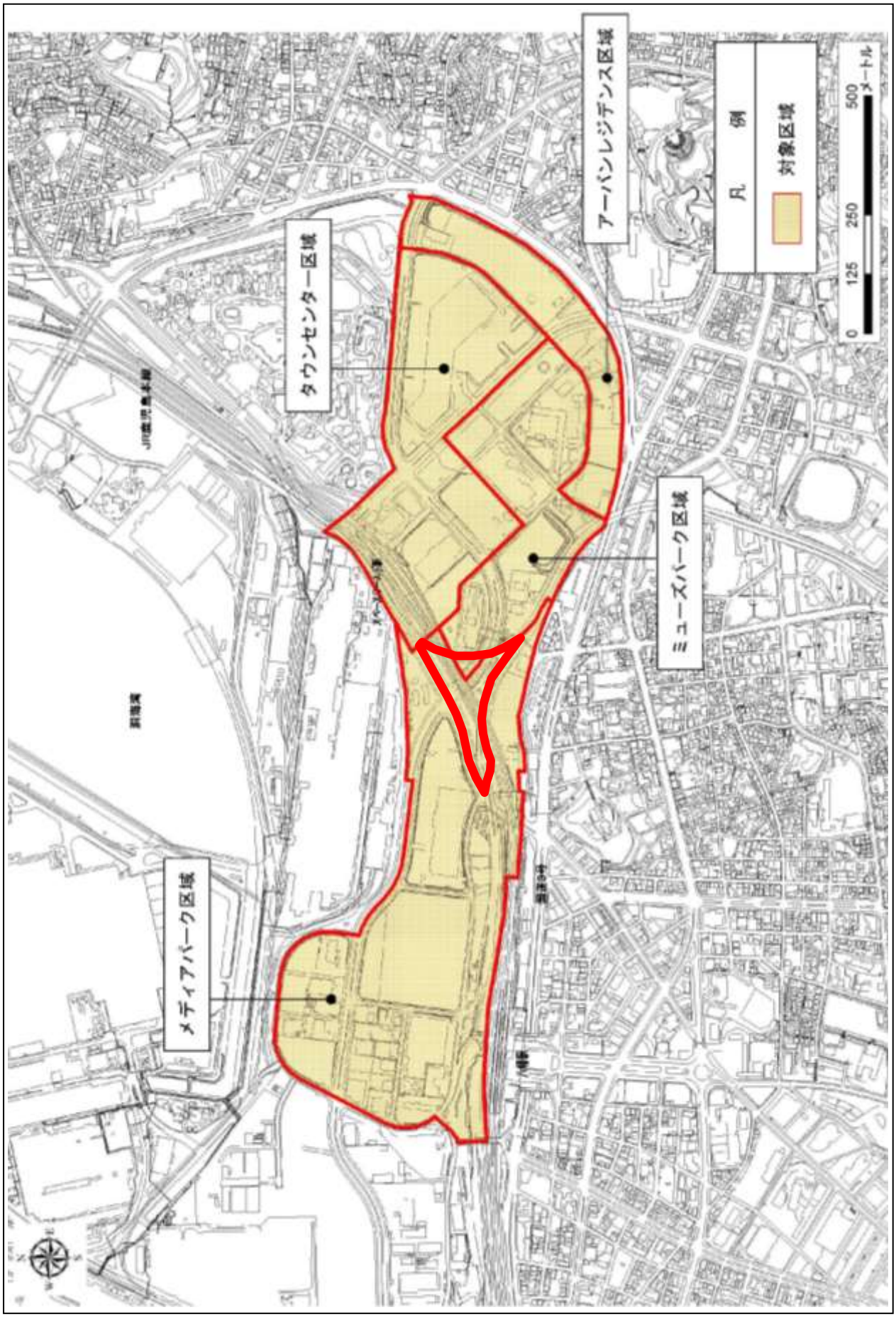
メディアパーク区域
タウンセンター区域
ミューズパーク区域
アーバンレジデンス区域
凡　例
対象区域
0
125
250
500
メートル

表　東田地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

全区域共通	
建築物の配置	（ア）開放的な交差点造りを行うため、幹線道路の交差点に面する建築物は、セットバック空間を確保するよう努める。 （イ）前面道路から建築物の外壁をできる限り後退させ、ゆとりと開放感を演出するよう努める。 （ウ）ランドマークとなる 1901 高炉、スペースシャトルの見え方に配慮する。 （エ）東田大通り線に面する建築物は、隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。
形態	（ア）建築物の形態は、区域の景観形成方針を実現するよう、質の高いデザインに努める。 （イ）シャッターを設ける場合はデザインの工夫をし、パイプシャッター等の透過性の高いものを用いる等閉鎖的にならないよう努める。
材質及び色彩	（ア）建築物の色彩は、統一感のある、落ち着いた低彩度の色調となるよう努める。 （イ）周辺の景観及び建築物との調和に配慮する。 （ウ）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （エ）敷地内の舗装部、照明灯、車止め等は、原色を使用しないよう努める。 （オ）建築物の外壁は、できる限りタイル、自然石等の質感のある材料を使用し、その素材感を生かすよう努める。
建築設備等	（ア）屋上又は外壁に付帯する建築設備は、前面道路側から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ず見える位置に設置する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、色調の配慮を行い目立たなくするよう努める。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ず見える位置に設置する場合は、覆い等で目隠しをしたり、色調の配慮を行い目立たなくするよう努める。
外構及び植栽	（ア）敷地境界部に柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）敷地外構は、道路等の公共空間の仕上げ等と一体感及び連続感に努める。 （ウ）開放的な緑化空間を形成するよう樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	（ア）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの調和及び通りからの景観に配慮する。 （イ）通りに面して屋内駐車場、駐輪場を設ける場合は、壁面等のデザインを工夫し周囲のまちなみに調和させるよう配慮する。 （ウ）立体駐車場等を設置する場合は、周辺の建築物やまちなみとの調和に配慮する。 （エ）東田大通り線に面して、できる限り立体駐車場等を設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺の建築物やまちなみとの調和に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

(6)　黒崎副都心地区

図　黒崎副都心地区

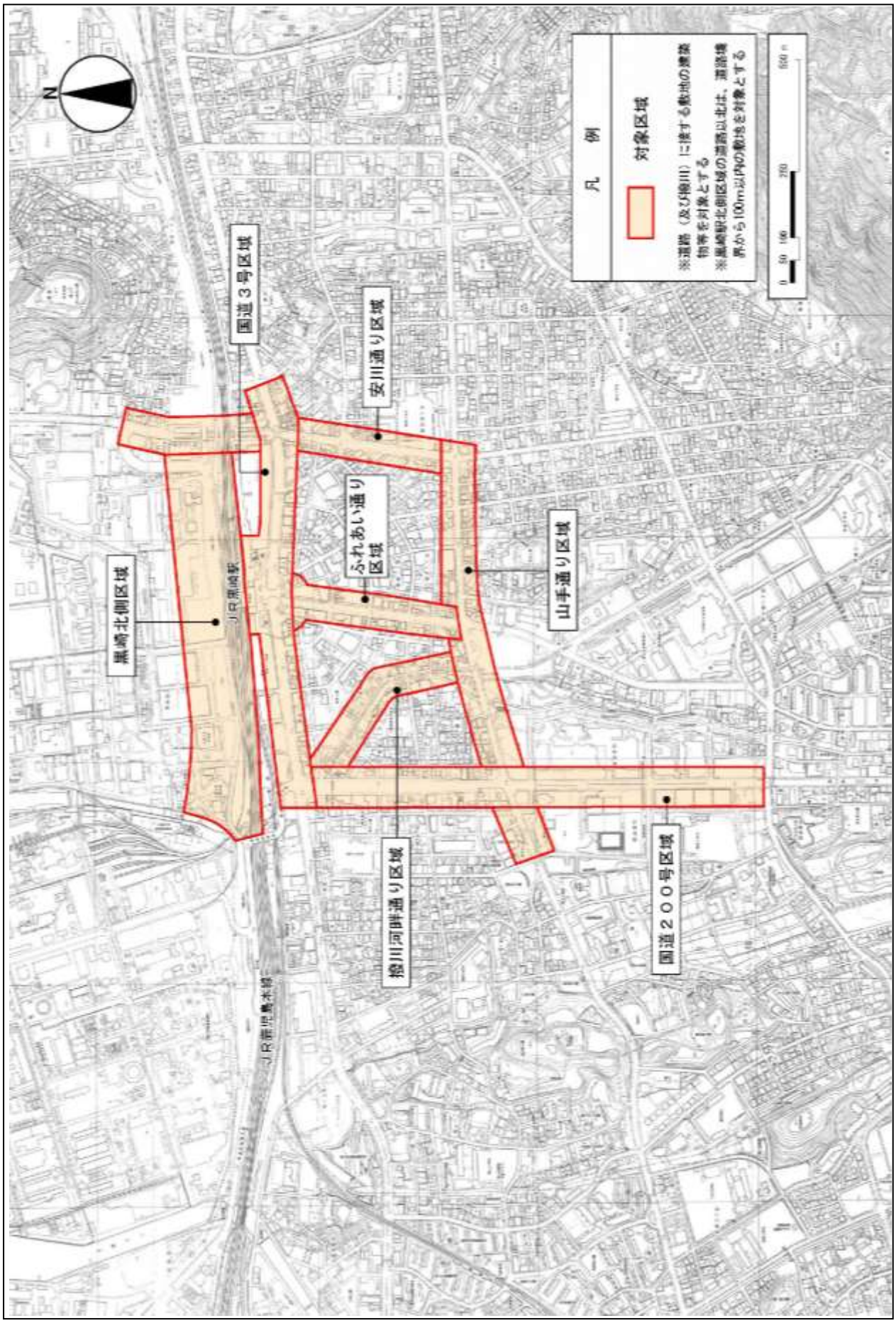

表　黒崎副都心地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　ふれあい通り区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。 （イ）歩行者の溜まりの空間として建築物の前面に広場を設けるよう努める。 （ウ）交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
建築物の高さ	隣接する建築物との高さの調和に配慮する。
形態	（ア）周辺の景観と調和する形態とする。 （イ）建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。また、夜間の照明時間の延長に努める。 （ウ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）交差点部の建築物の外壁は、通り側と交差する道路側との連続性に配慮する。 （エ）外壁はできる限りタイル、自然石等の質感のある材料を使用する。 （オ）外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。高彩度の色を使用する場合は、その面積の割合、デザイン等に配慮する。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。
日除けテント	（ア）大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）通りに接する部分は、樹木、花等による演出に努める。
駐車場等	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

イ　国道３号区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 （イ）交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
形態	（ア）周辺の景観と調和する形態とする。 （イ）建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。

	（ウ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）交差点部の建築物の外壁は、通り側と交差する道路側との連続性に配慮する。 （エ）外壁はできる限りタイル、自然石等の質感のある材料を使用する。 （オ）外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。
日除けテント	（ア）大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

ウ　国道 200 号区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 （イ）交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
形態	（ア）周辺の景観と調和する形態とする。 （イ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。
日除けテント	（ア）大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周

	囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

エ　山手通り区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 （イ）歩行者の溜まりの空間として建築物の前面に広場を設けるよう努める。 （ウ）交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める
形態	（ア）周辺の景観と調和する形態とする。 （イ）建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。 （ウ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。
ベランダ	（ア）通りから空調室外機、洗濯物等の景観阻害物が見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

オ　安川通り区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 （イ）歩行者の溜まりの空間として建築物の前面に広場を設けるよう努める。 （ウ）交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める
形態	（ア）周辺の景観と調和する形態とする。 （イ）建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。（JR 線より北側の区域を除く。） （ウ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）交差点部の建築物の外壁は、通り側と交差する道路側との連続性に配慮する。 （エ）外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 （イ）屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。
ベランダ	（ア）通りから空調室外機、洗濯物等の景観阻害物が見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。 （イ）帆柱・皿倉山系への視界を阻害しないよう配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

カ　撥川河畔通り区域	
建築物の配置	（ア）撥川及び通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。 （イ）交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
形態	（ア）撥川の親水空間等周辺の景観と調和する形態とする。
材質及び色彩	（ア）周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）退色の少ない、汚れの目立たない材料を用いる。 （ウ）建築物には、撥川の親水空間や皿倉山の緑と調和するよう、彩度の低い色を使用するよう努める。

建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 （イ）屋外階段は、撥川及び通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。
ベランダ	（ア）撥川及び通りから空調室外機、洗濯物等の景観阻害物が見えないように工夫する。
日除けテント	（ア）大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。 （イ）皿倉山への視界を阻害しないよう配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）撥川及び通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （ウ）樹木等はできる限り季節感を演出する種類とする。
駐車場等	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り撥川及び通りに面して設けてはいけない。 （イ）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 （ウ）通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

キ　黒崎駅北側区域	
建築物の配置	（ア）通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態	（ア）建築物等のデザインは、JR 線及び黒崎バイパスからの車窓景観等に配慮し、質の高いものとなるよう努める。
材質及び色彩	（ア）建築物の色彩等は、臨海部産業景観形成誘導地域⑩黒崎地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。
外構及び植栽	（ア）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。 （イ）通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （ウ）緑化に用いる樹木はできる限り高木も配植するよう努める。
駐車場等	（ア）屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りや車窓からの見え方に配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

(7)　木屋瀬地区

図　木屋瀬地区

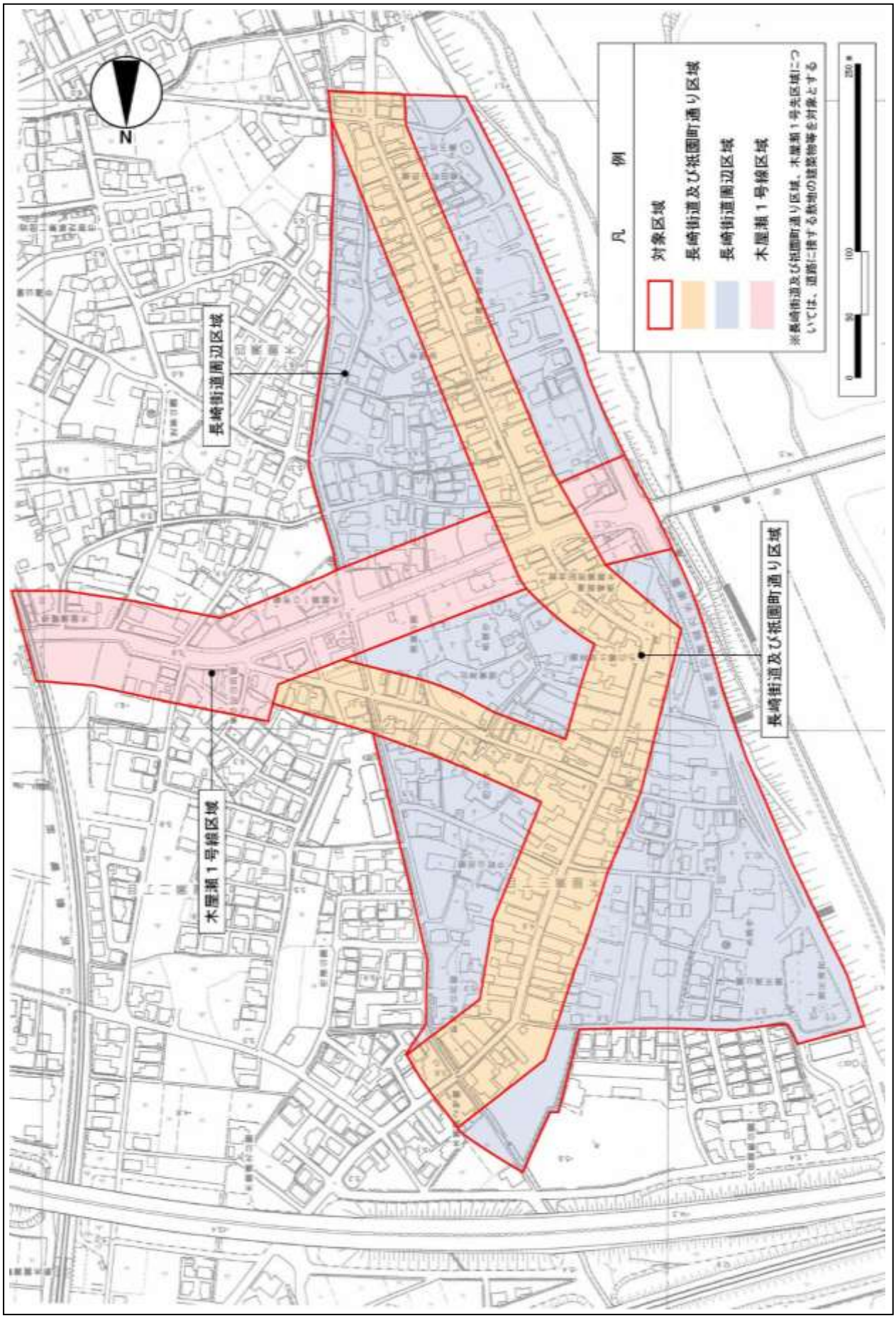

表　木屋瀬地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　長崎街道及び祇園町通り区域	
配置	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。
階数	（ア）原則として、表構えは木造とし、階数は2階建て（最高高さ 10 メートル）以下とする。
屋根	（ア）原則として、２方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、桟瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
軒 庇 外壁 腰壁 開口部１階 開口部２階 戸袋 基礎	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
色彩	（ア）白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
樋 土間(外部)	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
塀・垣 門	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
植栽・外構	（ア）歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
建築設備	（ア）道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
車庫・駐車場	（ア）用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、原則として車庫に供する部分を主屋間口の２分の１以内とし、建具等は、伝統的様式に調和した格子等にするものとする。原則として、建物の壁面後退は、敷地の間口の２分の１以下に限り、その前を駐車場とすることができるが、その前面にまちなみ壁面線に沿った門及び塀を設ける。出入口は、板戸、格子戸等の歴史的風致に調和したものとする。道路に対して直角駐車を原則とする。簡易な屋根付き駐車場を設置する場合は、形態及び色彩を歴史的風致と調和するものにする。

イ　長崎街道周辺区域	
配置	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。
階数	（ア）原則として、３階建て以下とし、軒高の限度を 10 メートルとする。
屋根	（ア）原則として、２方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、桟瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
軒 庇 外壁 腰壁 開口部１階 開口部２階 戸袋 基礎	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。

色彩	（ア）白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
樋 土間(外部)	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
塀・垣 門	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
植栽・外構	（ア）歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
建築設備	（ア）道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
車庫・駐車場	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根付き駐車場は建築物の外部意匠と同様の配慮をするものとする。外駐車場（駐車スペースを含む。）は、周囲を植栽及び塀で囲い車を露出させないようにし、その規模、意匠において周辺の景観に調和させる。

ウ　木屋瀬１号線区域	
配置	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。
階数	（ア）原則として、道路から 10 メートルまでの範囲は、３階建て以下とする。
屋根	（ア）原則として、２方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、桟瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
軒 庇 外壁 腰壁 開口部１階 開口部２階 戸袋 基礎	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
色彩	（ア）白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
樋 土間(外部)	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
塀・垣 門	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
植栽・外構	（ア）歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
建築設備	（ア）道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
車庫・駐車場	（ア）歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根付き駐車場は建築物の外部意匠と同様の配慮をするものとする。外駐車場（駐車スペースを含む。）は、周囲を植栽及び塀で囲い車を露出させないようにし、その規模、意匠において周辺の景観に調和させる。駐車場入り口は、できるだけ１か所とし、歩道の切り下げ範囲をできるだけ少なくする。

(8)　戸畑地区

図　戸畑地区

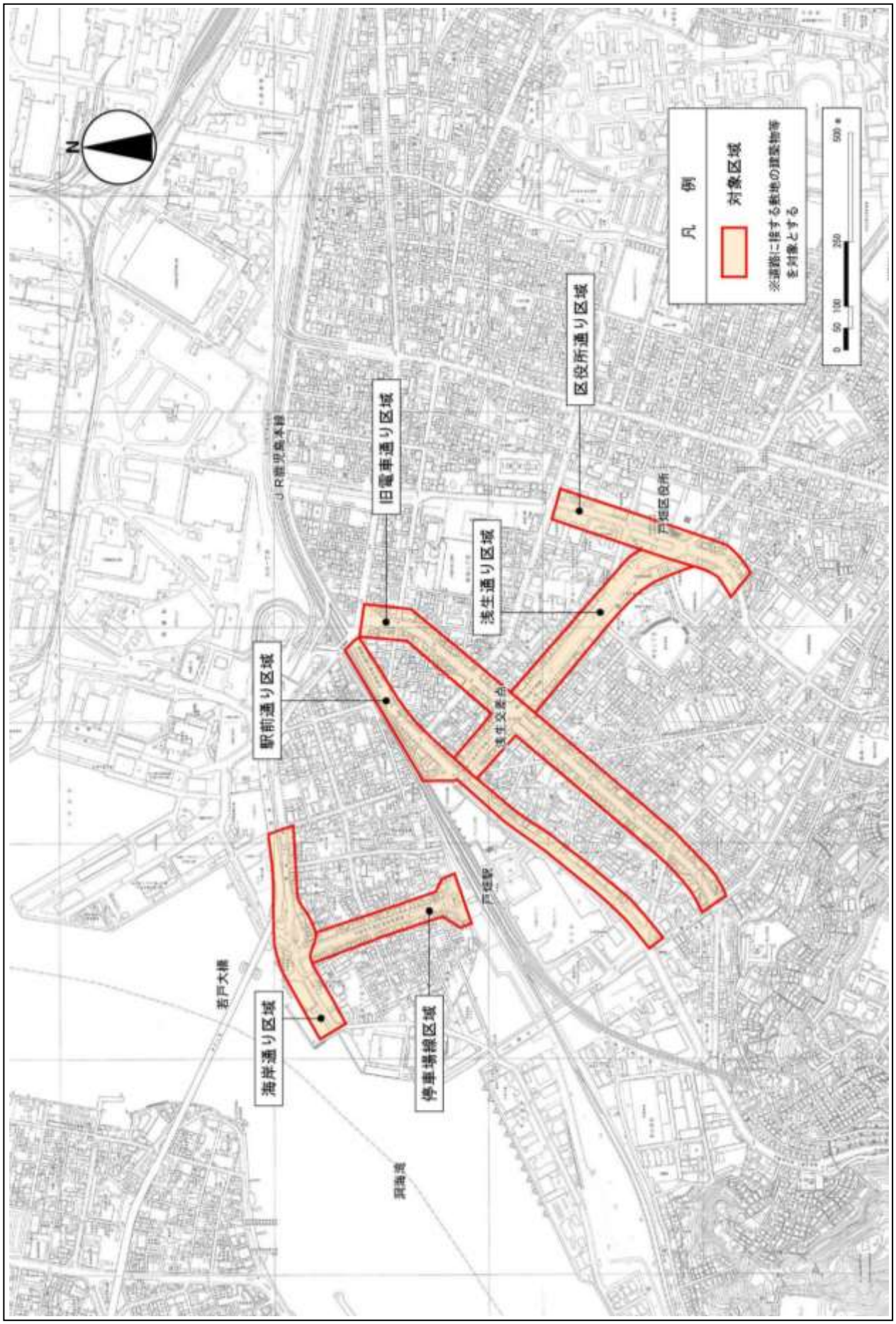
N
凡　例
対象区域
※道路に接する敷地の建築物等を対象とする
0 50 100 250 500 m
区役所通り区域
旧電車通り区域
浅生通り区域
駅前通り区域
海岸通り区域
停車場線区域
JR鹿児島本線
戸畑区役所
浅生交差点
戸畑駅
若戸大橋
洞海湾

表　戸畑地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア　海岸通り区域	
建築物の配置	（ア）隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。 （イ）海に開かれたイメージの形成のため、建築物のファサードは海側に設けるよう努める。
建築物の規模及び高さ	（ア）穏やかなスカイラインが形成されるよう努める。
形態及び材質	（ア）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）建築物のデザインは、海及び港町をイメージされるように配慮する。 （ウ）外壁はできる限りレンガ、タイル、自然石等の質感のある材料を用いる。
色彩	（ア）外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）臨海部産業景観形成誘導地域⑦戸畑地区の色彩基準によるものとする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 （イ）屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目立たないよう工夫する。
外構及び植栽	（ア）道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 （ウ）屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないよう配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

イ　停車場線区域	
建築物の配置	（ア）隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。
建築物の規模及び高さ	（ア）穏やかなスカイラインが形成されるよう努める。 （イ）若戸大橋への視線が阻害されないよう配慮する。
形態及び材質	（ア）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）建築物のデザインは、海及び港町をイメージされるように配慮する。 （ウ）建築物１階の商業・業務系店舗は、ショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。 （エ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
色彩	（ア）外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。
建築設備、屋外階段及び	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し

ベランダ	目立たなくする。 （イ）屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目立たないよう工夫する。
外構及び植栽	（ア）道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 （ウ）屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないよう配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

ウ　駅前通り区域	
建築物の配置	（ア）まちの中心地にふさわしい雰囲気を醸成するため、駅前通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態及び材質	（ア）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。 （ウ）外壁には質感のある材料を用いる。
色彩	（ア）外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）広い面積にわたって高彩度の色を使用することを避け、穏やかな色調を原則とする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 （イ）屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目立たないよう工夫する。
外構及び植栽	（ア）道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 （ウ）屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないよう配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

エ　旧電車通り区域	
建築物の配置	（ア）建築物の前面に広場を設けるよう努める。
形態及び材質	（ア）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。 （ウ）浅生交差点付近では、浅生通りとの連続性に配慮する。
色彩	（ア）外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）浅生交差点付近では、浅生通りとの連続性に配慮する。
建築設備、屋外階段及びベランダ	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 （イ）屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目立たないよう工夫する。
外構及び植栽	（ア）道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 （ウ）屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないよう配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

オ　浅生通り区域	
形態及び材質	（ア）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
色彩	（ア）外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）広い面積にわたって高彩度の色を使用することを避け、穏やかな色調を原則とする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 （イ）屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目立たないよう工夫する。
外構及び植栽	（ア）道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑化等に配慮する。

駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 （ウ）屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないよう配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

カ　区役所通り区域	
建築物の配置	（ア）区役所通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態及び材質	（ア）退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 （イ）外壁にはできる限りレンガ、タイル、自然石等の質感のある材料を用いる。
色彩	（ア）外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 （イ）彩度が低く落ち着いた色調を原則とする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	（ア）屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 （イ）屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 （ウ）ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目立たないよう工夫する。
外構及び植栽	（ア）道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 （イ）柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等に配慮する。 （ウ）隣接する浅生１号公園との植栽の調和に配慮し、広がりある空間形成に努める。
駐車場	（ア）駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 （イ）屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 （ウ）屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないよう配慮する。
その他	（ア）窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

第４　関門景観形成地域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

１　届出対象行為

<table>
<tr><th colspan="2">対象行為</th><th>対象規模</th></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の
新築、増築、改築、移転、
大規模の修繕・模様替、
外観の過半にわたる色彩の変更</td><td>次のいずれかに該当するもの
○高さが10m以上のもの。
○延べ面積が1,000㎡以上のもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工作物の
新設等</td><td>次のいずれかに該当するもの
○高さが 10m以上のもの。
○築造面積が 1,000 ㎡以上のもの。
○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が 10m以上のもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地の形質の変更
又は水面の埋立て
若しくは干拓</td><td>土地又は水面</td><td>面積が 1,000 ㎡以上のもの。</td></tr>
<tr><td>のり面、擁壁</td><td>高さが３m以上かつ延長が 10m以上のもの。</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの。</td></tr>
</table>

２　建築物等の形態意匠に関する行為の制限、土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限

関門景観形成地域の建築物等の形態意匠に関する行為の制限、土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限は、次のとおりとする。

なお、各地区の範囲については、別に定める。

図　関門景観形成地域　※北九州市域を対象とする

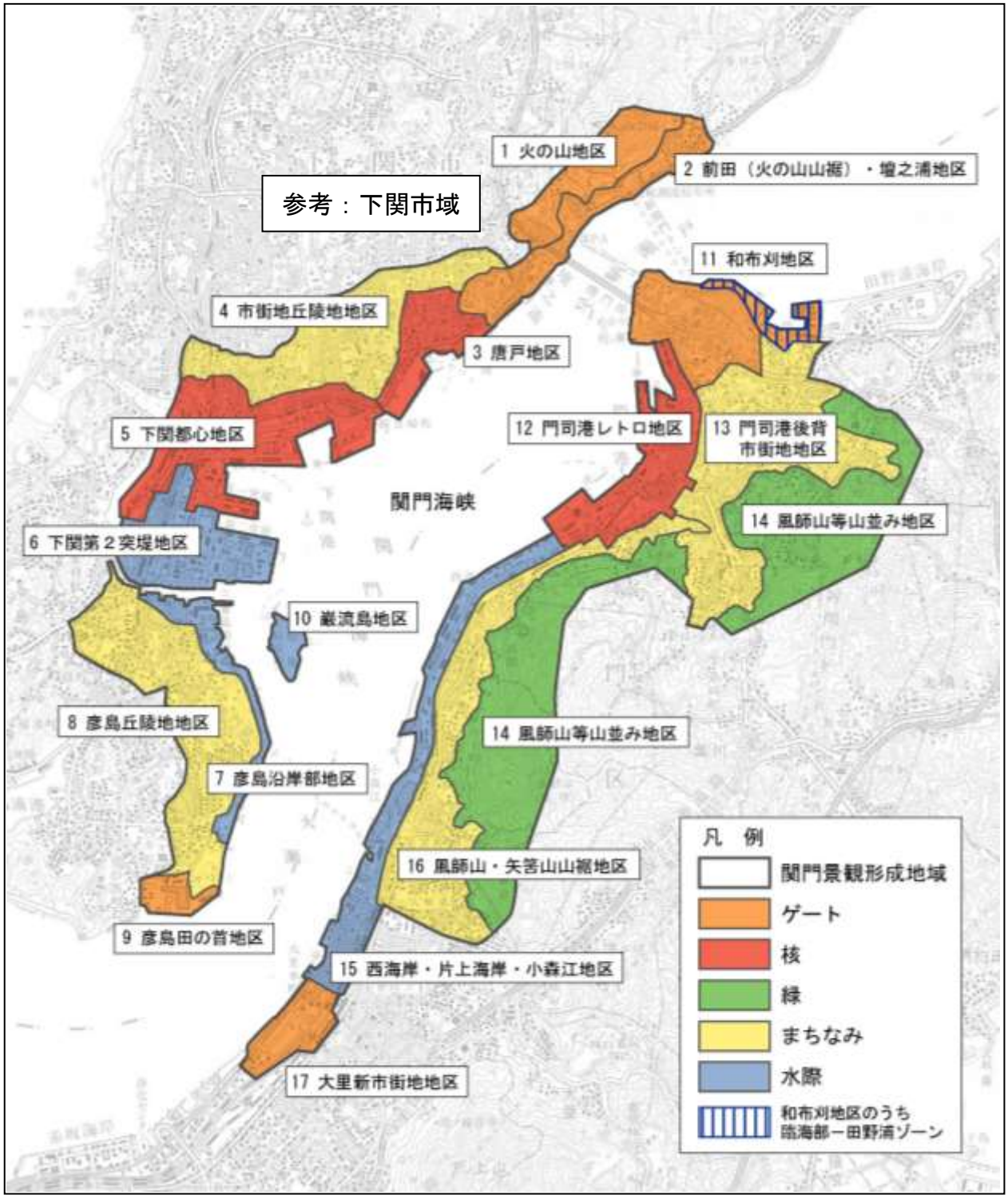

表　建築物等の形態意匠に関する行為の制限、土地の形質の変更又は水面の埋立て等に関する行為の制限

和布刈地区（ゲート）

（1）建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

配置	ア　建築物等は、周辺の緑を損なわないよう配置する。 イ　水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） ウ　歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 エ　水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。
高さ	ア　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 イ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ウ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
形態	ア　建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 イ　海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ウ　建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に融け込む形態とする。
色彩	ア　建築物等は、豊かな緑や水際と融合する穏やかな色彩とする。 イ　建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色相	明度	彩度
屋　根	R、YR、Y	５以下	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	５以下	１以下
	N（無彩色）	６以下	－
基調色	R、YR、Y	全域	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	３以上９以下	１以下
	N（無彩色）	３以上９以下	－
アクセントカラー※	5R～5Y	全域	全域
	N（無彩色）	全域	－

※アクセントカラーの指定は、和布刈地区のうち、臨海部ー田野浦ゾーンのみ。

建築設備等	ア　屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 イ　屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	ア　既存樹林の緑を保全する。やむえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 イ　駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ウ　擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	ア　周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） イ　海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）

	公共施設	ア　土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
(2) 土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項		
	土地の形質等	ア　形質の変更は行わないよう努める。やむえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 イ　擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 ウ　海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。 エ　自然海岸が残る場所は保全に努める。

大里新市街地地区（ゲート）		
(1) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項		
	配置	ア　水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） イ　歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 ウ　水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。 エ　水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。
	高さ	ア　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 イ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ウ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
	形態	ア　建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 イ　海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ウ　建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。
	色彩	ア　建築物等は、海峡の歴史と新しい街並みが調和したゲート空間にふさわしい色彩とする。 イ　建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色相	明度	彩度
屋　根	R、YR、Y	５以下	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	５以下	１以下
	N（無彩色）	６以下	－
基調色	R、YR	全域	６以下
	Y	全域	４以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	３以上９以下	１以下
	N（無彩色）	３以上９以下	－
アクセントカラー	YR、Y	全域	８以下
	GY	全域	６以下
	N（無彩色）	全域	－

	建築設備等	ア　屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 イ　屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
	緑化及び外構等	ア　既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 イ　駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ウ　擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
	夜間照明	ア　周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） イ　海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
	公共施設	ア　土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
(2) 土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項		
	土地の形質等	ア　形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。 イ　擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 ウ　海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

門司港レトロ地区（核）		
(1) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項		
	配置	ア　水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） イ　歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 ウ　水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。 エ　水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。
	高さ	ア　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 イ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ウ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
	形態	ア　建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 イ　海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ウ　建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。

	色彩	ア　建築物等は、海峡のロマンを感じさせる街並みにふさわしい地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。 イ　建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。アクセントカラーについては、効果的かつきめ細かな賑わい演出を行うものとする。

	色相	明度	彩度
屋　根	R、YR、Y	５以下	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	５以下	１以下
	N（無彩色）	６以下	－
基調色	R、YR	全域	６以下
	Y	全域	４以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	３以上９以下	１以下
	N（無彩色）	３以上９以下	－
アクセントカラー※	R、YR、Y、RP	全域	10 以下
	GY、G、PB、P	全域	８以下
	BG、B	全域	６以下
	N（無彩色）	全域	－

※アクセントカラーの指定は、門司港レトロ地区のうち、門司港景観重点整備地区の一部区域（2 海運倉庫区域、3 第一船だまり周辺区域、4 西海岸・ターミナル区域）のみ。

	建築設備等	ア　屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 イ　屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
	緑化及び外構等	ア　既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 イ　駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ウ　擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
	夜間照明	ア　周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） イ　海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
	公共施設	ア　土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
(2) 土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項		
	土地の形質等	ア　形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。 イ　擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 ウ　海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

西海岸・片上海岸・小森江地区（水際）		
(1) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項		
	配置	ア　水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） イ　歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 ウ　水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。

	高さ	ア　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 イ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ウ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
	形態	ア　建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 イ　海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ウ　建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。
	色彩	ア　建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。 イ　建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色相	明度	彩度
屋　根	R、YR、Y	５以下	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	５以下	１以下
	N（無彩色）	６以下	－
基調色	R、YR、Y	５以上	３以下
	GY	５以上	１以下
	G、BG、B、PB、P、RP	６以上	１以下
	N（無彩色）	６以上	－
アクセントカラー	YR、Y	全域	８以下
	GY	全域	６以下
	N（無彩色）	全域	－

	建築設備等	ア　屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 イ　屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
	緑化及び外構等	ア　既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 イ　駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ウ　擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
	夜間照明	ア　周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） イ　海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
	公共施設	ア　土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
⑵ 土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項		
	土地の形質等	ア　形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。 イ　擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 ウ　海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

門司港後背市街地地区（まちなみ）、風師山・矢筈山山裾地区（まちなみ）

（1）建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

配置	ア　建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。 イ　歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。
高さ	ア　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 イ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ウ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
形態	ア　建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 イ　海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ウ　建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。
色彩	ア　建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 イ　建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色相	明度	彩度
屋　根	R、YR、Y	５以下	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	５以下	１以下
	N（無彩色）	６以下	－
基調色	R、YR、Y	全域	３以下
	GY 、G、BG、B、PB、P、RP	３以上	１以下
	N（無彩色）	３以上	－

建築設備等	ア　屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 イ　屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	ア　できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。 イ　駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ウ　擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	ア　周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
公共施設	ア　土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（2）土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項

土地の形質等	ア　形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。 イ　擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。

風師山等山並み地区（緑）

（1）建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

配置	ア　建築物は、周辺の緑を損なわないように配置する。
高さ	ア　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 イ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ウ　建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。
形態	ア　建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 イ　海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ウ　建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。
色彩	ア　建築物等は、豊かな緑と融合した穏やかな色彩とする。 イ　建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色相	明度	彩度
屋　根	R、YR、Y	５以下	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	５以下	１以下
	N（無彩色）	６以下	―
基調色	R、YR、Y	全域	３以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	３以上９以下	１以下
	N（無彩色）	３以上９以下	―

建築設備等	ア　屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 イ　屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	ア　既存樹林の緑を保全する。やむえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 イ　駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ウ　擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	ア　周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
公共施設	ア　土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（2）土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項

土地の形質等	ア　形質の変更は行わないよう努める。やむえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 イ　擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。

第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第１　基本的事項

地域の景観資源を周知し、景観資源を活かした景観形成を進めるために、景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度を活用する。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定は、市民による地域資源の発見を前提とする。市民からの推薦等に基づいて掘り起こされた地域資源のうち、地域の景観形成上必要なものについて、所有者の意見を聞いた上で指定する。また、所有者による提案制度も活用する。

第２　指定方針

次の要件を満たす建造物や樹木を景観重要建造物・景観重要樹木として指定する。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>対象施設</th><th>要　件</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1)　市民からの推薦等による地域資源の掘り起こし</td><td>地域住民に親しまれている等、地域のまちづくりを育むうえで住民の拠りどころとなると認められる資源
ア　自然的資源
イ　歴史的資源
ウ　その他地域の特徴を表すもの</td><td>以下の全ての条件を満たすもの
ア　区域、施設等が明示でき、市民が情報を共有できること。
イ　短期間で消滅しないことが見込まれること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>(2)　景観重要建造物の対象となる景観資源</td><td>ア　工場・倉庫、土木建築物等の近代化遺産、神社仏閣等、歴史的・文化的な価値を有する建造物
イ　地域のランドマークとなっている建造物
ウ　公共建築物、道路等の公共施設</td><td rowspan="2">以下の基準を全ての満たすもの
ア　地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
イ　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。</td></tr>
<tr><td>(3)　景観重要樹木の対象となる景観資源</td><td>ア　地域に多く植えられ、地域景観の背景となっている樹木
イ　地域のランドマークとなっている樹木
ウ　鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの</td></tr>
</table>

第５章　屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

第１　景観計画区域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

景観計画区域の全域において屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定めるものとし、その内容は、次のとおりとする。

全区域共通	
共通事項	⑴　広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。 ⑵　色調は、建築物壁面の色彩や周辺の景観と違和感のないものとする。 ⑶　広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 ⑷　ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 ⑸　突出看板を設置する場合は、大きさ、設置の位置など、その建築物と調和させる。できれば、敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。

第２　景観形成誘導地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

北九州空港周辺景観形成誘導地域において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定めるものとし、その内容は、次のとおりとする。

北九州空港周辺景観形成誘導地域	
共通事項	⑴　自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 ⑵　広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。 ⑶　広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。

第３　景観重点整備地区の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

８地区において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定めるものとし、その内容は、次のとおりとする。

門司港地区、小倉都心地区、若松地区、国際通り地区、東田地区、黒崎副都心地区、戸畑地区（各地区全区域共通）	
共通事項	⑴　広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 ⑵　自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 ⑶　共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に１か所に集約するよう努める。 ⑷　壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 ⑸　突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
木屋瀬地区（全区域共通）	
共通事項	⑴　住民が定める建築協定等を尊重し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。

第４　関門景観形成地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

関門景観形成地域において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定めるものとし、その内容は、次のとおりとする。

和布刈地区、風師山等山並み地区	
共通事項	⑴　広告物は掲出しないよう努める。
大里新市街地地区、門司港レトロ地区、西海岸・片上海岸・小森江地区、門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区	
共通事項	⑴　船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 ⑵　広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さと形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 ⑶　点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。